

那須町公共施設等に関する民間提案制度
運 用 指 針

那 須 町

令和8年7月

【目 次】

1	民間提案制度の趣旨	1
2	制度の概要	1
3	事業の概要	1
	（1）事業名称	1
	（2）事業の主な流れ	1
	事業実施までのフロー	2
4	提案の受付	3
	（1）提案の募集方法	3
	（2）受付期間等	3
5	提案者の資格要件等	3
	（1）提案者の参加資格要件	3
	（2）提案者の制限	3
6	提案内容の要件	3
	（1）提案内容	3
	（2）提案の対象外となるもの	4
	（3）提案に関する留意事項	4
7	協議対象の選定	4
	（1）書類審査	4
	（2）提案審査	4
	（3）提案審査の視点	5
	（4）審査結果の通知・公表	5
8	事業フレームの構築・協議	5
	（1）協定の締結	5
	（2）事業化に向けた協議	5
	（3）協議における留意事項	5
9	契約・事業実施	6
	（1）契約締結	6
	（2）契約の時期	6
	（3）事業化の公表時期	6
	（4）事業実施	6
10	その他	6

1 民間提案制度の趣旨

本町では、少子高齢化や人口減少をはじめとする様々な課題に直面しており、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現していくためには、事業発案の段階から民間事業者の自由な発想や独自のノウハウを取り入れ、公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減などを図ることはとても有効であると考えられます。

この運用指針は、那須町振興計画及び那須町公共施設等総合管理計画において示す方向性を踏まえ、民間事業者のノウハウを取り入れ、公平性・透明性を確保しながら公有財産の利活用することを目的に、民間事業者から示された提案の事業化を検討する制度の運用に関する共通的な事項について定めるものです。

2 制度の概要

本制度は、民間事業者からの自由な発想による公共サービスの向上や効率化などの提案を募集する制度で、住民サービスの向上や地域経済の活性化、財政負担の軽減、本町が策定する各種計画の推進など、本町の自治体運営に資する提案を審査・選定し、提案者と協議を重ねながら事業化を図るものです。

提案された内容は知的財産として取り扱い、その情報を保護するとともに本町との協議を経て事業化が決定した場合は、提案された民間事業者と随意契約をすることを前提として、提案者自らが事業を実施します。ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、何らかの事由により事業が実施できなくなった場合は提案の事業化はされません。

3 事業の概要

(1) 事業名称

那須町公共施設等に関する民間提案制度

(2) 事業の主な流れ

① 提案の募集・受付

ア 公募型

町が指定した公共施設等について、募集期間中に民間事業者からの提案を受け付けます。

イ 提案型

町が指定した公共施設等以外の公共施設等について、期間を定めずに幅広く提案を受け付けます。ただし、本制度の趣旨に鑑み、全ての提案を受け付けるものではありません。

② 提案の選定

ア 資格審査：提案者の応募資格要件を提出書類で町が確認します。

イ 提案審査：提出された提案を町が審査し、協議対象提案として選定します。
協議対象提案を提出した者を交渉権者とします。

③ 協定の締結

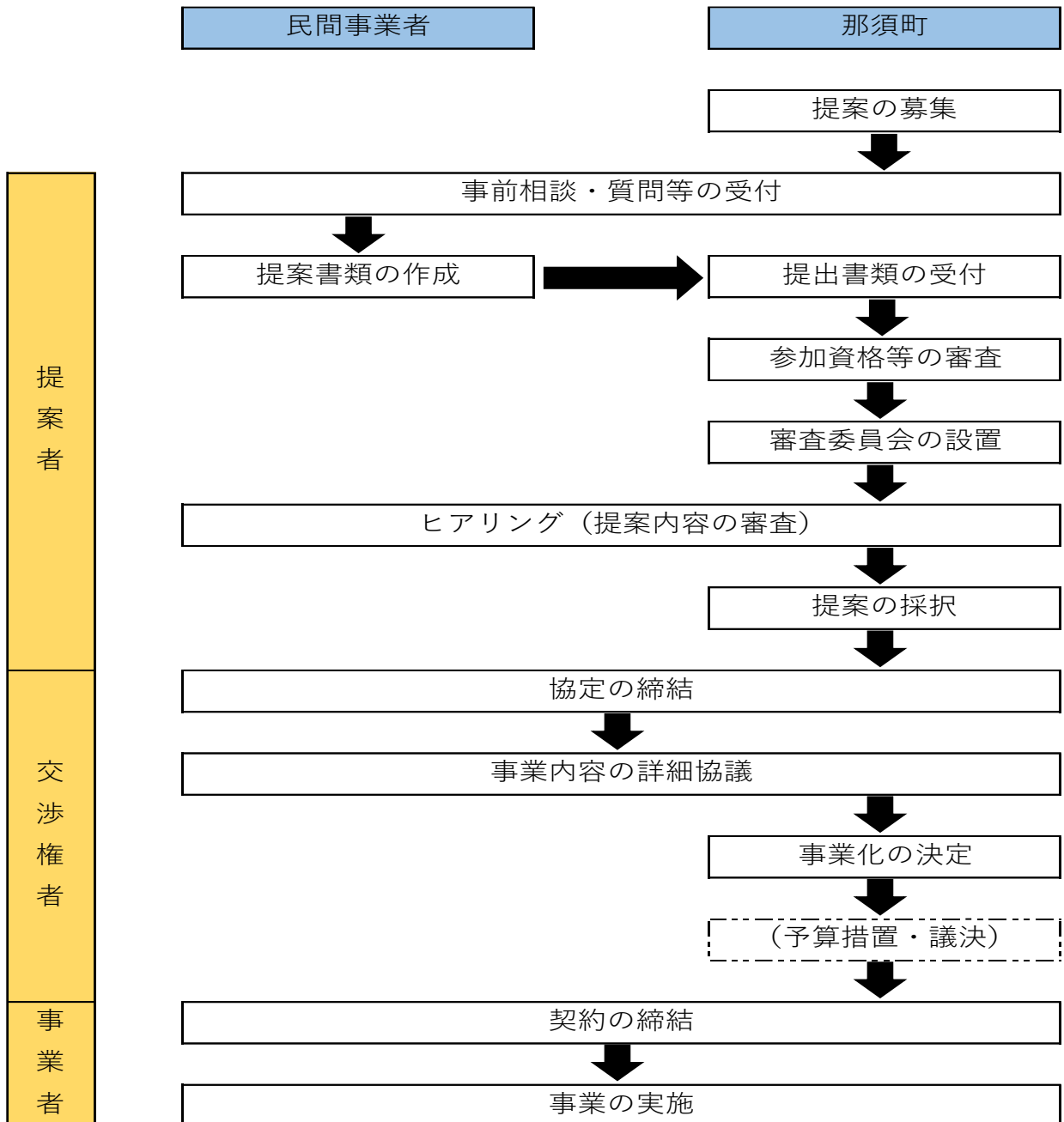
提案事業の実施に向け、お互いの役割等を定めた協定を締結します。

④ 事業内容の詳細協議

事業実施に向けた諸条件、事業の開始時期等について協議します。

- ⑤ 契約の締結
事業実施の協議が設立（双方が合意）した場合は、町と交渉権者が随意契約を締結します。
- ⑥ 事業の実施
交渉権者は、事業者として事業を実施します。

《事業実施までのフロー》



4 提案の受付

(1) 提案の募集方法

提案を募集するには、町は、事前に募集方法および受付期間等、必要事項を定めた募集要項等を作成し、町ホームページ等で公表します。

(2) 受付期間等

提案者の公平性、透明性及び公正性を確保するため、公募型について、受付期間は事前相談を含め一定期間設けた上で、幅広く提案を受け付けることとします。

なお、詳細はその都度町ホームページでお知らせします。

5 提案者の資格要件等

(1) 提案者の参加資格要件

民間提案制度により提案を行う者は、提案内容の実施ができる能力（運営力、財産力等）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体、グループ（複数の企業、団体等の共同体をいいます。）等とします。

(2) 提案者の制限

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき手続開始の申立てをしている者。
- ③ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。）又は、宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体をいう。）及びその団体に係る活動を主たる目的としている者。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主幹者又はその他の構成員に該当する者。
- ⑤ 那須町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者。又、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 那須町建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑦ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。

6 提案内容の要件

(1) 提案内容

提案内容は、民間事業者の備えている強みを活かし、公共サービスの向上、公共施設マネジメントへの貢献、地域経済の活性化、本町財政の負担軽減等、効率的で質の高い本町の魅力向上につながるものとします。

また、提案する事業は複数年又は長期事業での実施を原則とし、内容によっては譲渡等も排除するものではありません。

(2) 提案の対象外となるもの

本制度は、民間の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めることを趣旨としているため、単に現在の事業の廃止、導入済みの事業（指定管理者等）について、単に事業実施者となろうとするもの、その他町が適当でない判断したものとしします。

(3) 提案に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担としします。

② 提出書類の取扱い・著作権等

ア 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 提案者の提出書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、工事材料、施工方法、維持方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとしします。

エ 提案者が事業者になった場合、著作権は本町が利用許諾を得たものとしします。

③ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとしします。

④ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格としします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ その他

その他、応募にあたっての必要な事項及び詳細については、別途募集要項等に定めることとしします。

7 協議対象の選定

(1) 書類審査

提案者から提出された書類について、事務局で6の提案内容の要件を基本に審査しします。

審査の結果、要件を満たしていることが確認された提案を有効提案としします。

(2) 提案審査

本町が設置する那須町公共施設等民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、有効提案について審査を行います。

審査委員会は、提案者によるヒアリング等を受け、総合的に審査を行い本町の自治体経営に貢献し、かつ、実現性の高い提案を協議対象提案として選定しします。

(3) 提案審査の視点

提案審査は、次の項目視点等を踏まえ、提案内容ごとに行うこととし、詳細及び配点等は審査委員会で決定します。

- ① 民間提案制度の理解度
- ② 公共サービスの向上
- ③ 地域の活性化
- ④ 財政負担の軽減
- ⑤ 事業の実現性・継続性
- ⑥ 法令適合性

(4) 審査結果の通知・公表

提案審査の結果は、提案者に文書又は電子メールで通知し、町ホームページで公表します。

協議対象となった提案は、「案件名・提案事業者名・提案概要」を公表しますが、協議対象から外れた提案は、「案件名」のみ公表します。

8 事業フレームの構築・協議

提案審査の結果、採択となった提案をした者を交渉権者とします。

交渉権者は、町との協定の締結後、事業化に向けた協議を行うものとします。

(1) 協定の締結

交渉権者と町は、提案内容の事業化に向け、お互いの役割等を定めた協定を締結します。

(2) 事業化に向けた協議

交渉権者と町は、提案内容を基に事業化に向けて協力して詳細協議や必要な手続き等を行います。協議が成立（双方が合意）に至った場合、交渉権者を事業者とします。

(3) 協議における留意事項

- ① 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。
- ② 本制度は、解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合であっても、何らかの事由により事業が実施できなくなった場合は事業化されません。
- ③ ②の場合、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と町と協議のうえ事業化を図ります。
- ④ 協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、交渉権者が協議過程において負担した費用やリスク等について、町は責任を負いません。
- ⑤ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。

9 契約・事業実施

(1) 契約締結

事業者と本町は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約を締結します。
契約の内容によっては、議会の議決が必要な場合があります。

(2) 契約の時期

事業者と本町は、次に定める時点において契約を締結します。

- ① 町議会の議決が必要になる場合は、議決後
- ② 予算措置が必要な場合は、予算措置後
- ③ ①及び②に該当しない場合は、協議成立後

(3) 事業化の公表時期

事業化の公表時期は、契約の時期と同様とし、町ホームページにて案件名、提案事業者名及び提案概要を公表します。

事業化できなかった場合は、案件名のみ公表するものとします。

(4) 事業実施

契約締結後、事業者は、責任をもって提案内容（当該事業）を履行することとします。

10 その他

この指針に定めるもののほか、民間提案制度の施行に関し必要な事項は、別に定めることとします。

附則

この方針は、令和8年7月1日から施行する。